

○建設工事共同企業体運用基準

(平成 19 年 7 月 11 日庁達第 49 号)

改正 平成 19 年 8 月 20 日庁達第 56 号 平成 28 年 6 月 1 日庁達第 66 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条－第 4 条)
- 第 2 章 特定企業体(第 5 条－第 14 条)
- 第 3 章 経常企業体(第 15 条－第 24 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この基準は、本市が発注する建設工事及び建設工事に係る業務の委託(以下「工事」という。)において、技術力の結集等により効果的な施工又は履行を確保するために活用する共同企業体の扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この基準において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定建設工事共同企業体 特定の工事の施工を目的として工事ごとに結成する共同企業体(以下「特定企業体」という。)をいう。
- (2) 経常建設共同企業体 建設業者が受注工事をあらかじめ特定することなく経常的に結成する共同企業体(以下「経常企業体」という。)をいう。

(施工方式)

第 3 条 特定企業体又は経常企業体による施工方式は、共同施工方式(甲型)によるものとし、工事内容がこれになじまない等の事由がある場合は、分担施工方式(乙型)によることができるものとする。

(資格審査)

第 4 条 共同企業体の申請に係る資格審査は、美唄市建設工事等請負業者審査会において随時行うものとする。

第 2 章 特定企業体

(性格)

第 5 条 特定企業体は、大規模かつ技術的難度の高い工事に際して、技術力を結集することにより、円滑かつ確実な施工を図ることを目的として結成するものとする。

(対象工事)

第 6 条 特定企業体により施工する工事は、次の各号に掲げる許可業種に応じ、当該各号に定めた設計金額以上のものとする。

- (1) 土木一式工事 1 億円以上
- (2) 建築一式工事 1 億 2,000 万円以上
- (3) その他の工事 6,000 万円以上

2 前項に掲げるもののほか、設計金額が各号の最低金額のおおむね 2 分の 1 以上の工事で、特殊な技術を要する等技術的難度が高く共同請負により施工させることが特に必要と認められる場合は、特定企業体に施工させることができるものとする。

(構成員数)

第 7 条 構成員の数は、2 社又は 3 社とする。ただし、特に大規模工事で、多数の許可業種にわたる等により、技術力を結集する必要があると認められる場合は、5 社までとすることができるものとする。

2 前項の構成員には、美唄市内に本店又は受任先となる支店若しくは営業所等を有するもの(以下「市内業者」という。)が 1 社以上含まれなければならない。

3 前項において、工事等の技術的特性その他の事情により特定企業体の構成員となるべき者の選定に当たって必要な数の市内業者を確保することができない場合は、この限りでない。

(構成員の組合せ)

第 8 条 構成員の組合せは、発注工事に対応する建設業の許可業種(以下「対応許可業種」という。)の有資格者のうち、最上位等級に格付けされている者又は最上位等級及び第二位等級に格付けされている者の組合せとする。

2 前項の場合において、第二位等級の数は総構成員数の 2 分の 1 を上回らないものとする。

(構成員の資格要件)

第 9 条 構成員は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 対応許可業種について美唄市競争入札参加資格を有していること。
- (2) 対応許可業種につき、許可を受けてから営業年数が4年以上あること。ただし、相当の実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合は、許可を受けてから4年未満であってもこれを同等として取り扱うことができる。
- (3) 発注工事と同種の公共工事を元請として施工した実績を有すること。
- (4) 工事1件の請負金額が、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第1項に定める金額3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上の場合は、すべての構成員が、国家資格を有する主任技術者若しくは建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第7条第2号イ又はロに掲げる主任技術者を工事現場に専任で配置すること。
- (5) 前号において当該工事を施工するために締結した下請契約の請負代金が法第26条第2項に定める金額4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上となる場合は、原則として代表者が監理技術者をその他の構成員が主任技術者をそれぞれ専任で配置すること。

2 経常企業体を特定企業体の構成員とすることはできない。

(結成方法)

第10条 特定企業体は、前条第1項各号の要件を満たす者の任意の組合せにより結成されなければならない。

(出資比率)

第11条 構成員の出資比率の最小限度は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 2社の場合 30パーセント以上
- (2) 3社の場合 20パーセント以上
- (3) 4社の場合 15パーセント以上
- (4) 5社の場合 10パーセント以上

(代表者の選任)

第12条 特定企業体の代表者は、構成員の中で出資比率が最大の者とし、かつ等級の異なる者による組合せにあっては上位等級の者とする。

(存続期間)

第13条 発注工事の契約の相手方となった特定企業体の存続期間は、工事の請負代金の支払いが完了したときまでとする。

2 発注工事の契約の相手方とならなかった特定企業体の存続期間は、当該工事に係る請負契約が締結されたときまでとする。

(入札参加対象等)

第 14 条 第 6 条により特定企業体により施工する工事においても単体で施工できる業者がいると認められる場合は、特定企業体と単体企業との混合による入札とすることができるものとする。

第 3 章 経常企業体

(性格)

第 15 条 経常企業体は、優良な中小建設業者が継続的な協業関係を確保することによりその経営力、施工力を強化することを目的として結成するものとする。

(対象工事)

第 16 条 特定企業体により施工する工事以外の工事を対象とする。

(構成員数)

第 17 条 構成員の数は、2 社又は 3 社とする。ただし、継続的な協業関係が確保され円滑な共同施工に支障がないと認められる場合は、5 社までとすることができるものとする。

2 前項の構成員には、市内業者が 1 社以上含まなければならない。

(構成員の組合せ)

第 18 条 構成員の組合せは、対応許可業種の有資格者で、同一等級に格付されているもの同士の組合せ又は直近等級に格付けされているものとの組合せとする。ただし、土木一式工事又は建築一式工事において下位の等級に格付けされているものに十分な施工能力があると認められる場合は、直近二等級までの組合せとすることができるものとする。

(構成員の資格要件)

第 19 条 構成員は、第 9 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号に定める要件を満たさなければならない。

(結成方法)

第 20 条 経常企業体は、競争入札参加を希望する企業の任意の組合せにより結成するものとする。

(出資比率)

第 21 条 各構成員の出資比率の最小限度は、第 11 条各号を準用する。

(代表者の選任等)

第 22 条 経常企業体の代表者は、構成員において決定された者とし、その出資比率は、構成員において自主的に定めるものとする。

(登録回数)

第 23 条 一の企業が一つの許可業種において、経常企業体の構成員として登録できる回数は、同一年度内において原則として 5 回までとする。

(入札参加対象等)

第 24 条 入札参加対象は、経常企業体と経常企業体の構成員を除く単体企業との混合とすることができるものとする。

附 則

この基準は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 8 月 20 日庁達第 56 号)

この基準は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 6 月 1 日庁達第 66 号)

この基準は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。